



住民年金係からのお知らせ

問 住民環境課 住民年金係 ☎ 476-1111 (123)

◆20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどに年金を支給し、思いがけない人生の『万が一』もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

■義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。



■加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

■保険料の猶予・免除

学生の方や、収入が少ないために国民年金保険料の納付が出来ない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる『学生納付特例制度』、30歳未満の方を対象とした『若年者納付猶予制度』などがあります。

この制度は、申請を行わないで国民年金保険料が未納となっていると、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

■年金手帳は大切に保管を！

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

【お問合せ先】

鹿屋年金事務所 0994-42-5121 大崎町役場 住民環境課 住民年金係 099-476-1111 (内線 123)



男女共同参画係からのお知らせ

問 企画調整課 男女共同参画係 ☎ 476-1111 (221)

◆大崎町 男女共同参画推進大会

大会テーマ ～男女（とも）に創りあげる心豊かな活力ある大崎町を目指して～

■日時 2月19日（日） 開場9：00 開演9：30

■会場 大崎町中央公民館 大ホール（入場無料）

■プログラム

（第一部）寸劇 『ひったまがった！』【劇団ぼっけもん】

（第二部）講演会【演題】男女共同参画社会基本法の制定について

【講師】長峯 基 先生（国際ロータリー第2730地区ガバナー・元参議院議員）

■主催 大崎町女性の広場推進会議